



令和元年 第3回
本別町議会臨時会会議録

自 令和元年 8月 7日
至 令和元年 8月 7日

本別町議会

令和元年本別町議会第3回臨時会会議録（第1号）

令和元年8月7日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第2号 令和元年度本別町一般会計補正予算（第4回）について
日程第 5 議案第53号 令和元年度本別町一般会計補正予算（第6回）について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 承認第2号 令和元年度本別町一般会計補正予算（第4回）について
日程第 5 議案第53号 令和元年度本別町一般会計補正予算（第6回）について

○出席議員（11名）

議 長	12番	高 橋 利 勝	副議長	11番	藤 田 直 美
	1番	水 谷 令 子		2番	柏 崎 秀 行
	3番	梅 村 智 秀		4番	石 山 憲 司
	5番	篠 原 義 彦		6番	大 住 啓 一
	7番	山 西 二三夫		8番	黒 山 久 男
	10番	阿 保 静 夫			

○欠席議員（1名）

9番 方 川 一 郎

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
総 務 課 長	村 本 信 幸	農 林 課 長	菊 地 敦
子ども未来課長	大 橋 堅 次	総務課長補佐	三 品 正 哉
教 育 長	佐 々 木 基 裕	代表監査委員	畑 山 一 洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巣 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和元年第3回本別町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、石山憲司議員、及び梅村智秀議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第7号専決処分報告、令和元年度本別町一般会計補正予算（第5回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第7号専決処分報告。

令和元年度本別町一般会計補正予算（第5回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,849万4,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。17款1項1目寄付金1節総務費寄付金6万円の増額補正は、スポーツ振興基金として、本別町町民ゴルフ大会実行委員会委員長、〇〇〇〇様からの指定寄付金でございます。

次の、2、歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金6万円の増額補正は、寄付者の意向によりスポーツ振興基金へ積み立てるものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和元年5月及び6月分に関する例月出納調査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

○議長（高橋利勝） 日程第4 承認第2号専決処分の承認を求める件。

令和元年度本別町一般会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和元年度本別町一般会計補正予算（第4回）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,843万4,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。17款1項1目寄付金3節農業費寄付金1,000万円の増額補正は、農業振興基金として本別町農業協同組合様からの指定寄付金でございます。

次に2、歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金1,000万円の増額補正は寄付者の意向により農業振興基金に積み立てるものでございます。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第4回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜われますよう、よろしくお願い致します。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 農業協同組合からの寄付金でございますけれども、今説明があるかと思ったんですが、この1,000万円が入って基金残高がなんぼになってますか。その額をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 御質問にお答えいたします。

今回の1,000万円、それと当初予算で計上しております基金の繰入金2,347万6,000円を反映致しました現時点での残高でございますが、1億1,722万8,000円となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第4回）についてを採択します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第4回）については、報告のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第53号

○議長（高橋利勝） 日程第5 議案第53号令和元年度本別町一般会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第53号令和元年度本別町一般会計補正予算（第6回）についてを提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、幼児教育保育の無償化に伴う事務費及び子ども子育て支援システム修正、畑作構造転換事業補助金の追加によるものであります

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,479万4,000円とする内容であります。それでは歳出から事項別明細書により主なものについて御説明致します。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等50万円の増額補正は幼児教育保育の無償化に伴う事務執行により見込まれる職員の時間外

手当を増額するもので、4節共済費13万円の増額補正は臨時職員にかかる健康保険料等を調整するものであります。下段の3款民生費3項児童福祉費1目児童福祉総務費480万7,000円の増額補正は、幼児教育保育の無償化に伴う事務執行により見込まれる経費を追加するもので、一番下にあります13節委託料384万2,000円の増額は国の制度改正に対応するため、例規整備にかかる業務委託料43万2,000円、子ども子育て支援システムの修正にかかる電算業務委託料341万円を追加するものであります。

下段の6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金、畑作構造転換事業補助金2,086万3,000円の増額補正は、省力化作業機械等の導入事業としてポテトハーベスター3台を導入するもので2団体に対する補助金であります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金中幼児教育保育無償化実施円滑事業補助金202万7,000円の増額補正は、歳出で説明致しました幼児教育保育の無償化に伴う事務執行により見込まれる経費に対する補助金で、その下の幼児教育保育無償化システム改修等事業補助金341万円の増額補正は、子ども子育て支援システムの修正業務に対し補助されるものであります。

なお、事務事業費の全額が補助されることとなっております。

下段の15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金、畑作構造転換事業費補助金2,086万3,000円の増額補正は、事業費の全額が補助されるものであります。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第6回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願い致します。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 5ページ、6ページの農林水産業の中で今、畑作構造転換事業でポテトハーベスター3台を2団体とありましたけども構成員の人数はどの程度でしょうか。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 御質問にお答えいたします。事業の要網上、5人以上の利用組合、農業者の団体ということになっておりますが、今回の2団体につきましては、1団体が6名。もう1団体が5名という構成員になっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） この団体の馬鈴薯の作付面積はどの程度ございますか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前10時15分）

再開宣告（午前10時16分）

休憩前に引き続き会議を開きます。

菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 申し訳ございません。申請書等含めて資料を持って来ていますが、1団体の方が面積の書いてある資料がございませんので、まずもう1つの5人の方の美里別の馬鈴薯組合の方なのですが、こちらの作付面積が約38ヘクタールということになっております。もう1団体の押帯、美蘭別、上押帯地区の団体については後ほど面積については報告をさせていただきたいと思っております。申し訳ありませんがよろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 5ページ、6ページ上段の臨時職員や委託料の関係なのですが、例えば現行第3子以降無料とか所得による色々な支援などを行なっていますけれども、今回国の支援は3歳以上の子は所得に関わらずと理解しているのですが、現行走っている制度と今回のシステム改修する制度上の繋がりはその辺の関係を整理していかなければならないと思うのですが、今回そのことが入っていないので、今後そのことを予定していくということによってよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 阿保議員の言う通りでございます。

今回の補正につきましては国が進めています保育料の無償化につきましてシステムの改修をしたり、その準備をしたりってことで進めております。

後半に議員が言いました、本別の子どもの制度と整合性どうするんだってことなんですけれども、それは当然9月の議会の中で提案をしながら議決頂きたいと考えております。

本日の補正予算につきましては、国が進めています制度設計の段取りをするための補正予算でございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 9月に詳しく色々な話が出ると思うんですけど、今回の国の走らせようとしている制度と、現行で本町が色々支援している制度は本町の方がさらに内容が濃いとか支援が厚いという部分があるかと思いますが、そういう部分は残しながらという基本的な考え方で進んで行くのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議員言いました通り3歳から5歳までの保育料無償化になる分、この分につきましてはすごく大きな制度改正だと思います。

本別町独自の政策で3人目以降の保育料を無償化する制度がございます。その分について議員の質問だったと思うんですけど、当然その件も検討しながら、ただ今回、国は保育料は無償化しますけれども、自分が食べるご飯分、給食料についてはそれぞれ保護者が負担するというふうに制度改正をするように進めております。

本別町が現在進めています3人目の保育料についてどうしていくか、当然今後町の中で検討しながら、子ども子育て会議の御意見を聞きながら9月の議会で提案していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 同じく無償化に伴う本別町の事務執行される臨時職員の方の具体的な業務内容をお聞きしたいんですが、本別町は新年度の入所手続が11月以降となっていますが、無償化に伴ってまた新たに入所や認定申請などが必要になってくるのかどうか、事務的なものも含まれているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 今の議員の質問は臨時職員の業務のことでよろしいでしょうか。

臨時職員の補助メニューに臨時職員の補正も認められておりますので、私たちとしましては現在職員がおりますけども、無償化にかかる業務を臨時職員にしてもらう関係がありますので、ここの分で補助を使いながら事務を執行していきます。

当然、無償化が決定しまして10月1日から無償化がスタートします。事前に、本別で言いますとこども園、保育所は直営でありますので施設から申請がございます。子どもたちの申請につきましては、町の方では保育料を無償化にしますので、保育料の徴収もこども園の方でしておりますので保護者の方の事務量はそんなにかからないかと思っております。

臨時職員の業務が少し多忙になる関係上、この予算を補正させていただきました。以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 一つ、新たに申請し直すってことではないということですよ。今、無償化に伴うお話しがあったのですが、利用者負担額ってというのが3歳から5歳までなくなると思うのですが、今までかかっていた利用者負担額がかからなくなった負担額の合計と、本別町で負担していたものでかからなくなったものっていうのは金額的に出ているのかどうかを伺いたい。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 保護者の新たな申請っていうのは代理受領でこども園の方に親が保育料を払っております。それがゼロという形になりますので親の新たなたくさん申請っていうのはそれほどないと思います。施設は本別町の方に申請書を出す形になります。

後段の質問であります、新たなお金の発生の部分なんですけども、まだ決定しておりませんので、色々な形で数字は作っておりますけども、この場ではどうなるか決定していない中で数字の発言はできないと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 歳出5ページ、6ページについてお伺いいたします。

2款総務費3節職員手当等50万円、こちら当該事業を推進するにあたっていわゆる職員の超過勤務手当というところで計上されてございます。この50万円と計上された積算の根拠。例えばでございますが、何名がどの様な業務に何時間くらい従事するというところを見込んだなどの詳細が分かる御答弁を求めます。

続きまして、第3款民生費13節委託料384万2,000円が計上されてございます。こちら業務委託料として例規整備43万2,000円、電算業務委託料システム修正として341万円が計上されてございます。こちら内容についてもう少し詳細についてお答えいただきたい。例えば、どこに何をどのように委託するとか業務の分量であるとかそういったところについてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私の方から総務費の職員手当の時間外勤務手当について答弁をさせていただきます。

今回算定しておりますのは、子ども未来課に勤務しております職員2名。この2名の職員が今後の無償化に向けた取り組みの中で、例えば保護者への周知の関係ですとか事業者との協議、そして委託料でもありますけれども例規整備の関係、そしてシステム改修。そういった業務に従事した場合、概ね一人125時間から130時間で積算を致しまして、今回50万円を増額補正しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 梅村議員の業務委託料について説明させていただきます。

まず最初に例規整備の部分であります。国の法律であります、子ども子育て支援法が一部改正となります。この子ども子育て支援法を始めとしました法律の改正、加えまして政令、布令に基づきます関係する本別町条例の改正、各種申請書の見直し、変更など教育保育の無償化にかかる例規整備、申請書等の見直しにかかる業務を専門業者に委託するものであります。

この業者は、本別町の例規整備を委託している業者に相談をしながら業務を委託していきたいと考えております。

もう1つ、システム改修であります。令和元年10月1日から実施予定の教育保育の無償化に向けて対応するものであります。住民基本台帳のシステムと連動しております子ども子育て支援システムを改修するものであります。国が進めます教育保育の無償化の準備をするために本システムのプログラムを改修するための予算であります。

同じく、どこの業者ということですが、本別の住基台帳につきましては、株式会社ズコーシャさんが導入メンテナンスを行っております。そちらの方から見積書を頂いております。以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 2款総務費3節職員手当等について改めてお伺いいたします。

こちらは一人あたり概ね125時間から130時間を見込んでいるということでご

ございました。この業務について当然担当課の職員さんはこの業務以外の職務にも従事されるわけですから、例えばですけども人事院が発表してございます超過勤務の上限等に関する措置について1カ月について45時間、1年について360時間の範囲内で超過勤務を、というものが示されてございます。包括的に見て業務の分量としてこれを超過することないという見込みのもと算定されているのかということとですね。

続きまして3款民生費13節委託料のうち業務委託料例規整備の方についてお伺いします。

こちらは申請書など諸々専門業者に委託して整備されていくというところでございます。例規整備をしていくに当たって従来のやり方をそのまま踏襲していくのか、例えばでございますが昨今の流れであります、例えばペーパーレス化を進めていくとか。本町においても例規集についてはウェブ公開もされてございますし、そういったところなんかも検討された上での計上なのかについてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） まず1点目の時間外勤務手当の考え方でございます。梅村議員が今おっしゃいました法での部分でございますけども、基本的に現状子ども未来課の職員の場合ですが、大きく時間外というのは今ないと把握をしておりますが、今回の場合は短期間の中で準備を進める業務となつてございますので、予定をされる事務執行に要する時間外の見込みということで今回予算計上しております。ただ、実際の執行にあたっては他の課もそうですけど、担当課長、主管課長が業務進行等を見ながら過剰に時間外勤務をする、或いは特定の職員に偏ることがないように進めていくものだと考えております。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 3款の質問であります。ICT時代になってペーパーレス化、議員の言うとおりでございます。ですけれども、今回のシステム整備に関してはまだ紙のままでございます。条例全般につく例規の整備については担当は総務課でありますので私のほうから全体の分につきましては発言は致しません。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして2款総務費3節職員手当等についてお伺いいたします。

今、担当課で過剰な業務にならないように、特定の者に偏らないようにということでございました。ただ担当課で2名が従事するというお話ございましたので、どう考えても特定の者というものにも該当していくのではないかなというところでございます。

あと過剰な業務、この定義が曖昧であるのかなと思っております。例えば従事されている職員さんが過剰だと感じているのかいないのか、またそれをきちんと打ち明けられる環境であるか。または、例えば超過勤務ってものを規定内などに移るために申告のない超過勤務の実態がないのかどうかということとですね。当然ないことが前提だと思います。あれば当然大きな問題になると思いますので。こういった超過

勤務というものは心の問題とかに繋がっていきますし、職員さんが発揮するパフォーマンスに大きく影響してくるところでございますから、その辺について担当課ではどのように管理されているのかということについてお考えも含めて改めてお伺いいたすところでございます。

あと3款民生費13節委託料、例規整備について。現在はペーパーレス化等については検討されていないということでしたが、今後検討をされていくようなお考えとか、そういったことが議論の俎上に上ったことがあるのかどうかということについてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私の方から時間外勤務手当、それとペーパーレスの関係を答弁させていただきます。

まず時間外勤務手当の関係でございます。先ほど算定基礎、職員2名と答弁させていただきましたけれども、時間外勤務手当の対象となる職員が2名ということで、子ども未来課には課長1名課長補佐1名おりますので、全体の業務的にはこの4名で従事をしていくのかなと考えております。

梅村議員からもありましたけれども、特定の者に偏らないか過剰な時間外にならないのかとか、あるいは時間外を取らないでサービス残業といわれるものですか、そういったものがないのかってところなんですけど、その辺は日頃課長等会議ですとか各課の時間外の状況というのを年1回まとめた数字の報告の中で議論がございます。当然、その中で職員一人一人の業務内容は課長がしっかり把握するように、それと先ほども言いましたけれども特定の者に偏ったり過剰とならないように。そして今、スタッフ制も実施しておりますので、そういった中で各課長がしっかり職員の状況を見ながら業務を取り進めるようにという指示もこれまで行なって来ております。

当然こういった業務が発生することによって、職員の業務は一時期膨れ上がりますのでその辺はそれぞれの担当、主管課長がしっかりと把握をしながら進めてまいりたいと思います。先ほど時間数を言いましたけれども、時間数自体は6カ月間の総時間数となりますので月あたりでございますと、20時間程度と考えております。

もう1点、業務委託料の関係でのペーパーレス化の関係でございますけども、町といたしましても今のファイリングシステムを導入した時にペーパーレス化の話がありました。

ただ、現状ペーパーレス化が進んでいるかと言いますと、なかなか進んでないのが現状でございます。ただ、今後経費の削減ですとか、業務量の縮減、そういったことを考えて行ったときには必要なことかと思っておりますので、この辺も今後町の行革推進委員会等での議論の中で検討してまいりたいと考えています。

○議長（高橋利勝）

菊地農林課長の方から先ほどの報告をしたいそうです。

菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 大変申し訳ありません。先ほど篠原議員からの御質問の中で

保留をさせていただいておりました部分についてお答えを申し上げます。

各利用団体、利用組合でのジャガイモの作付面積ということで、先ほど1団体については38ヘクタール、もう1団体につきましては32ヘクタールの面積作付となっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 今、課長の方から御説明ございましたけども3台のハーベスターですね。どちらに1台でどちらに2台なんですか。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 1台の導入をされるのが美里別の馬鈴薯組合のほうになります。

2台の導入されるのは勇足西地区、上押帯地区、押帯地区で構成されているスバル機械組合という団体のほうが2台となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号令和元年度本別町一般会計補正予算（第6回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号令和元年度本別町一般会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年3回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 8月 7日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 石 山 憲 司

署名議員 梅 村 智 秀